長岡市政だより

第120号
発行所
長岡市役所
長岡市柳原町
（電話代表③1122）

住民登録人口
（9月1日現在）

世帯数	33,529
人口	152,734
男	74,566
女	78,168

15日は"としよりの日"

敬老会にはおそろいで

九月十五日　厚生会館へお招き

きたる九月十五日は「としよりの日」であり、またこの日から「としよりの福祉週間」が始まります。

多年、社会の進展に寄与されてきたおとしよりが、健全で安らかな生活が保障されまた希望と能力に応じて適当な仕事に従事する機会が与えられることが望まれます。

ことしも「としよりの日」にちなんで開催される行事をお知らせしましょう。

▽日時　九月十五日午後一時から

▽場所　厚生会館大ホール

※無料のマッサージおよび健康診断を、当日午前九時から厚生会館で行ないますのでご利用ください。

市では、ことしもおとしよりにご感謝して、十五日の「としよりの日」に敬老会を行なうことにしました。

なお、招待状をお届けい たしますが、もし届かない方はご来場ください。

場合がありましたら誠当すまでお申出ください。

なお、ご出席されない方のお招きをすることしよりに、健康で楽しい一日をお過ごしください。

老人健康診査を実施

昨年八月の方々に健康診査を行ないます。なお、病気で医師の診断を受けている方は除かれます。

▽実施地域　神田学区、山通地区、富曽亀地区、山本地区、深才地区、日越地区、上田西地区、下田西地区。

▽実施期日　10月13―16日

▽実施場所　場所が決定次第、該当者に通知。なお、連絡もれや疑問の点は社会福祉事務所（TEL③0811）に照会ください。

聖火を迎えよう

10月2・3日に市内をリレー

東京オリンピック聖火リレーの市内コースの日程と走者が次のように決定しました。

コースの沿道町内は紅白幕や提灯等を飾り聖火を送り迎えするとともに、長岡市を通過する期日（十月二、三の両日）は全市こぞって国旗を掲揚しましょう。

なお、聖火リレーの走者は十六才～二十歳の若人であり、随走者には中学生も参加します。

コース沿道の皆さんには心からの声援をお願いします。

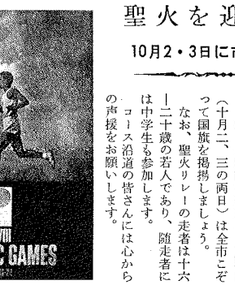

聖火リレー走者名

月日	区間	正走者（高校名）	副走者
10.2 14時45分	十二 羽一黒条中前―栃	小野　慶一（中越）	男
〃	黒条城前―城 岡橋	高頃　恵子（弟二）	敏子
〃	城 岡橋―昭 和 通	本宮　貞子（長商）	順子
〃	昭 和 通―厚 生 会 館	本田　幹夫（長商）	雄
〃	厚生会館―市 役 所 前	福田　キヨ（実女）	藤
〃	市 役 所 前―浄 橋	神谷岳太郎（実高）	教
〃	浄 橋―宮 内 駅 前	原　則子（実女）	雄
〃	宮内駅前―下条お寺前	内山　貞夫（実女）	子
〃	下条お寺前―片田公民館	猪又　敏明（長工）	夫
〃	片田公民館―十日町郵便局	田中　英夫（長商）	雄
〃	十日町郵便局―幾谷原前	畑　恵介（長工）	男
〃	幾谷原前―六日市公民館	藤　和夫（長高）	男
〃	六日市公民館―白岩トンネル口	佐田　克彦（長農）	昭
11時0分			
〃	白岩トンネル口―摩 耗	岸　昭夫	男
10.3	摩耗―摩 耗	川合　利治	敏
〃	摩耗―摩 耗	浅井　敏郎	子
〃	摩耗―摩 耗	高村　清	順
〃	摩耗―摩 耗	島津　利	藤
〃	摩耗―摩 耗	酒井　中	教
〃	摩耗―摩 耗	田中　和	雄
〃	摩耗―摩 耗	吉野　トミ	子
〃	摩耗―摩 耗	小幡　満	夫
〃	摩耗―摩 耗	小長　憲	一
〃	摩耗―摩 耗	遠水　泰	勉
〃	摩耗―摩 耗	林　間	鉄
〃	摩耗―摩 耗	小川　内	雄
〃	摩耗―摩 耗	新保　康	昭
11時0分			

秋の八方台へバスが運行

9月15―20日に"月見バス"も

悠久山東山県立公園内にある国民宿舎「八方台休暇センター」へ、定期バスが運行されています。自然に接して明日への エネルギーを養うために利用ください。〈写真は八方台休暇センター〉

〈八方台休暇センター前発〉

一、バス運行時間
（長岡駅前発）8時30分、9時、9時30分、10時、10時30分、11時、12時、13時、14時30分、15時、16時、17時0分、17時30分
▽月見バス（9月15―20日）19時0分
（八方台休暇センター前着）19時45分
八方台休暇センター前発20時0分
富曽亀公民館（午後―1時）
柿小学校。
10月23日（午前9―11時）
上田西公民館（午後―1時）
下田西小学校。

二、バス料金
片道八十円
百円、子供六百円

三、宿泊休憩料金
宿泊料（二食付）　大人八百円、子供八百円
休憩料（～前10時―後4時）
※団体二十名以上の宿泊、休憩料金は二割引き。

四、宿舎利用上の注意
(1)宿泊または休憩を終わって帰るときは玄関まで受付に必ずまず連絡すること。
(2)宿泊または休憩の予約申込の取り消しは前日まで。
(3)宿泊および休憩される方は各室で備え付けの履物を利用すること。

五、宿泊申込先
八方台休暇センター（TEL柄尾局の七五〇）か市役所厚生課へ申し込んでください。

今月の納税

固定資産税
第3期分
9月16～30日

移動福祉事務所を開設

次のとおり、移動福祉事務所を開設しますので、ご遠慮なくご相談ください。

▽日時と場所

10月22日（午前9―11時）富曽亀公民館（午後―1時）柿小学校。

10月23日（午前9―11時）上田西公民館（午後―1時）下田西小学校。

台風に備えよう

ことしも本格的な台風のシーズンがやってまいりました。そこでわが家の台風対策として心がけておくべきこと、実行しなければならないことのいくつかをあげてみましょう。

接近を前にして

まずテレビやラジオ、新聞等で伝えられる気象通報で被害が予想される場合は、状況に応じて次の準備をしてください。

(1)雨戸、ガラス窓などを点検し吹きとばされないようにカンヌキをつけたり、ガラスのひび入みが十分であるかどうかをたしかめる。建物の南東の疲かべや軒裏の小かべが被害を受けやすいので補強する。

(2)広告、看板、煙突など強風でとびやすいものは取り付けがんじょうにし、倒れる恐れのある物には支柱をあてる。

(3)家のまわりの排水溝や下水溝を清掃しごみなどを片づける。

(4)停電に備えて懐中電燈やローソクを用意し、貴重品はもちろん身のまわり品、医療品をまとめておく。

台風接近のとき

(1)雨戸、ガラス窓などを閉め、風の強い面から次第に南に変わってゆきます。台風がいよいよ接近してきて強風にさらされた場合または避難命令がだされた場合には火の始末を完全にして消防団員、警察官などの指示にしたがって行動してください。

通過後の心がけ

災害後には伝染病が発生することが多いものです。ですから、おたがいに協力しあってのまわりの清掃や消毒を十分にするよう心がけましょう。また、断線した電線にさわらぬよう注意してください。

また、市心域が自分の西側を通れば風に警戒しなければならない。風は南東から次第に南に変わってゆきます。台風がいよいよ接近してきて強風にさらされた場合または避難命令がだされた場合には火の始末を完全にして消防団員、警察官などの指示にしたがって行動してください。

通過後の心がけ

災害後には伝染病が発生することが多いものです。ですから、おたがいに協力しあってのまわりの清掃や消毒を十分にするよう心がけましょう。また、断線した電線にさわらぬよう注意してください。

福祉年金受給権―十―の時効について

※

（問い）十月三十一日までに裁定請求を行なわない場合、児童や老人、母子に関する問題等。

（答え）国民年金法による福祉年金受給権については、その支給日から五年を経過したときは時効によって消滅する」と規定されています。十月三十一日までに裁定請求手続を無効にしないと受給権がすべて消滅してしまうことになりますので、次の事項に該当する者は市役所年金課で手続をしてください。

(1)老令福祉年金：昭和三十四年十一月一日現在、すでに七十歳以上の者（明治二十二年十一月一日以前に生まれた者）。

(2)障害福祉年金…昭和三十四年十一月一日現在において年金法別表に定められた一級に該当する程度の障害者で傷病が固定している満二十歳以上の者（昭和十四年十一月一日以前に生まれた者）。

(3)母子福祉年金：昭和三十四年十一月一日以前に生まれた母子。

(4)寡婦福祉年金：昭和三十四年十一月一日現在において年金法別表に定められた一級に該当する程度の障害者で傷病が固定している満二十歳以上の者（昭和十四年十二月十一日以前に生まれた者）。

※無年金障害者の福祉年金については、本人の所得が前年に七百三万円（昭和三十六年所得）、扶養者の所得が前年に六百三万円（昭和三十七年所得）を超えないこと。

※母子福祉年金：昭和三十七年所得から十八万円、昭和三十八年所得から十八万円、昭和三十九年所得から二十万円（厚生年金保険の遺族年金を受けている場合は、その年金額より少額であること等の制限があります。）

詳細については、年金課福祉年金係へご照会ください。

選挙人名簿の作成に協力を

五日現在で選挙資格および住民調査票の異動や新たに転入された方の資格を調べ、

①昭和十九年十二月二十一日までに生まれた日本国民

②昭和三十九年六月十五日以前から引き続いて長岡市に住んでいる人（市内異動はその期間が中断されない）

を登載します。

そして、ことしの十二月二十日に確定して来年の十二月十九日までに行なわれる選挙に用いられます。

なお、九月十四日頃から係員が調査票等をお配りいたしますので、用紙が届かなかったり、不明の点がありましたら、選挙管理委員会（市役所内）にご連絡ください。

長岡市職員を募集

次により長岡市職員を募集します。

三名

一、採用職種および人員

二、受験資格

九月十五日現在で満三十五歳未満の男子

三、給与

給料月額二二、二〇〇円以上、特殊勤務手当月額二二〇円のほか諸手当（扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当等）が支給されます。

四、申込手続

人事課で交付する所定の申込用紙により、九月三十日までに申し込むこと。

長岡市役所人事課

農協の合併について

（合併の構想と運営計画1）

長岡市の音楽界の礼と市民の情操の高揚をはかるために、音楽会を開催し、市内在住の音楽愛好者の参加資格、市内の各種団体、グループ（アマチュアの）部門、器楽、合唱の各部。（一団体の持時間二〇分）

申込　十月十日まで申込書に記入の上、教育委員会に提出ください。

主催　長岡市、長岡市教育委員会、長岡市音楽協会、新潟日報社

市民音楽祭に参加を

農協の合併について

（合併の構想と運営計画1）

農協の合併の構想と運営計画案は、まだ十分に検討されていないところがあるので、内容の点は、今後、内容の充実に努めるとともに、市民の意見を聞いて、次の事項について、十月十日までに、農協事務所へ提出願います。

1. 合併の方法（各農協は対等の立場で合併する。）
2. 名称：長岡農業協同組合
3. 地区：長岡市全域とする
4. 事務所：本所は市の中央部に置き、支所および出張所は現在の地区農協の事務所とする。
5. 組合員の資格：(1)出張所の区域内に居住する農業を営む者。(2)農業を営む者で、組合員の推薦のあるもの。
6. 出資口数および持口数：(1)一口金額は千円とする。(2)持口最高限度は五百口とする。
7. 総会：総代会を採用し、定数は三百名以内とする。
8. 役員：(1)定数は理事三十五名、監事は五名とする。(2)選出方法は選任制とする。
9. 職員：現在の職員をその地区に配置する。
10. 事業内容：現在の模範定款例に準じて行なう。
11. 事業年度：三月一日から二月末日までとする。
12. 会計方式：本所集中管理方式を採用する。
13. 持分払戻：（財務調整）…合併前基準日までに取得した持分の調整を行なう場合で最も重要な問題が持分調整であるが、各地区から財務調査委員（仮称）を選出し、組合員の分担協議をはかる。

14. 熟行体制：次回に掲載する運営計画で説明。

長岡市政だより

（第三種郵便物認可）（定価1部2円）　長岡市政だより　昭和39年（1964年）9月10日発行（2）

さらに安全な運転と歩行を

9月15～24日　秋の交通安全運動

道路交通法の一部が改正

秋の全国交通安全運動期間中、市民運動推進協議会では、県交通安全協会長岡支部と市自動車運転者協会、長岡バイクモーター・ガーデントラック協会の協力を得て、次のような運動を行ないます。

(1)街頭指導：九月十五、十六、二十三、二十四日の四日間。

(2)放置物件違放の指導：運動期間中、歩道を中心として実施。

(3)道路標示展（期間中、厚生会館で）

(4)啓蒙運動：交通事故写真展（期間中、厚生会館で）

交通安全市民運動推進協議会の間催や放送事等で実施以上のような活動をおしすすめますので、次により皆さんのご協力をお願いします。

守っていただきたいこと

歩行者▽歩道を歩こう、歩道のないところでは右側を正しく歩こう。▽車の直前直後の横断は絶対にやめ、横断歩道を渡ろう。

自転車乗り▽自動車に気をつけ、道路左はしを一列通行しよう。▽二人乗り、交通量が多い等の車道では、交通量が多い等の車道では、交通の方式によりた道路は帯状に、ただし、次に該当する場合は車道を通行してもよい。

自動車運転者▽スピードの出しすぎ、酒よい、居眠運転は止めよう。▽交差点付近は歩行者を優先させよう。

家庭、商店、会社の皆さん▽荷物や商品などは道路に置かないこと。▽道路での作業は止めよう。▽軒先、店先の自転車やバイクは整理しておこう。

道路交通法の改正要点

一、キープレフト方式を採用

車両の通行区分は「道路の左側部分の左側を通行する」方法となった。しかし、交通量が多い等の車道では、「道路の中央から右側部分の一部を通行してもよい」ことになり、また、いままでの決定の消滅した場所のほかに踏切、トンネル、橋梁、横断歩道の手前側端から三十メートル以内の部分が追加された。

二、追越禁止場所を追加

自動車、原動機付自転車、軽車両の三つを「軽車両」とひっくるめて「それ以外の車両」の二つに分け「それ以外の車両は追越し禁止場所では、軽車両以外の車両を追越してはならない」となり、また、いままでの決定の消滅した場所のほかに踏切、トンネル、橋梁、横断歩道の手前側端から三十メートル以内の部分が追越し禁止場所に追加された。

三、第一種原動機付自転車の右折方法を改正

第一種原動機付自転車の右折方法は「自動車や第二種原動機付自転車と同じく交差点の中心の右方を通る」ことになった。

四、停車および駐車を禁止する場所を追加

あらたに坂口上付近、こうばいの急六日町坂、トンネル、橋梁横断歩道の手前五メートル以内を追加。

（いつも正しい横断を―大手通りで撮影）

行方不明者の相談所を開設

認知症や知人等で家出者を発見し、現在、行方不明になっている者を捜されておられる方に対し、次により相談を受け、捜索されますので、ご利用ください。

▽日時　9月22日午前8時30分―午後5時

▽場所　長岡警察署

▽持参するもの　顔写真や人相、着衣、特徴等を書いたもの

（長岡警察署）

次の方の住所を

おたずねします（1）

(1)千歳町三八四番地小野直義59才（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

(2)宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）三男茂、三男実。

(3)宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）西片アイ子41才（昭和三十一年六月まで山梨県八代郡南午村に住んでいた）

(4)宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）小野文子（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

(5)宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）小野マスが東京都大田区井南に住んでいる

(6)宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）藤川（亡夫鉄松、母ヤソの長女で家族なし）

(7)宮原町一丁目一二番地（旧長柄町）宮橋ミス44才東温田四丁目に居住していると思われる

(8)宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

(9)宮原町三丁目五二番地（旧長柄町）山田みよ44才（昭和三十三年八月まで東京都板橋区に住んでいた）

(10)宮原町三丁目五二番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

(11)千歳町三八四番地小野直義59才（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

(12)宿町二丁目二〇二番地（旧長柄町）ヤマ子夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

(13)宿町二丁目二九番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

(14)宿町二丁目二九番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

住所や世帯主が変ったら十四日以内に届出を

家屋調査に協力を

新築または増改築の家屋を評価するために、税務課の職員が調査のために伺いますのでご協力をお願いいたします。

調査に伺う職員は税吏員の証票をもち携帯しますので、ご不審の際は証票の提示をお求めください。

予防注射を受けよう

昭和三十九年一月一日時点で満年齢が生まれたお子さんを対象に百日せき・ジフテリアの予防注射を行なっています。

二回、三回目の接種日は場所は個人あて通知します。

また、昭和三十九年二月一日から同年七月三十一日までに生まれたお子さんを対象に十月上旬に種とうを行ないますが、日時と場所が決定次第に個人あて通知します。

（衛生課）

読者のつどい

日時　九月十八日（金）夜七時―九時。

場所　互尊文庫児童室

テーマ「ルマン・ヘッセ著「車輪の子」について」

文庫車が巡回

▽王寺川・福戸（9月15日10・6日）▽深才（9・16・7）▽宮内（西）（9・17、10・8）▽里条（9・18、10・9）▽山通（9・21、10・12）▽宮内（東）・六日市（9・22・19）▽日越（9・24）▽山本（9・25）▽上田西（9・28）▽栖吉（9・29）▽下川西（9・30）▽富曽亀（10・1）▽関原・大島（10・2）▽宮内（北）・新組（10・5）

互尊文庫の休館日

図書のむしばし（曝書）にともなって、十月三日から十日まで休館します。

身体障害者の会が会員を募集

身体障害者が集まって親睦をふかめ、更生意欲を高め、より良い新潟県身体障害者青年会の会員募集部が会員を募集しています。

会員は、十六―三十歳の身体障害者にかぎられますが、会員を希望される方は社会福祉事務所へご連絡ください。

生態写真展示会

県下小中高校生

植物・昆虫標本と生物

日時　9月22―26日（9―18時。26日のみ15時まで）

場所　厚生会館中ホール

主催　長岡市教育委員会

お知らせ

お気がるに相談を

このたび、母子家庭の生活の定安と向上をはかるために、母子福祉法による社会福祉事務所が設けられました。

母子家庭での問題等がありましたら社会福祉事務所にご相談ください。

失業保険に加入を

常時五人以上の労働者を雇用している事業主は、労働者および事業主の意志にかかわらず失業保険に加入することが義務づけられています。

そして、昭和四十一年度からは全事業所がすべて加入の対象となる見込みで、本年は全国的に適用の対象となる事業所の加入を推し進めています。

この際に、五人以上雇用していて未加入の事業主は九月末までに長岡公共職業安定所（TEL③1181）事業所調査係係員に加入手続きをしてください。

（長岡公共職業安定所）

失業保険に加入

常時五人以上の事業主は、労働者および事業主の意志にかかわらず失業保険に加入することが義務づけられています。

そして、昭和四十一年度からは全事業所がすべて加入の対象となる見込みで、本年は全国的に適用の対象となる事業所の加入を推し進めています。

この際に、五人以上雇用していて未加入の事業主は九月末までに長岡公共職業安定所（TEL③1181）事業所調査係係員に加入手続きをしてください。

（長岡公共職業安定所）

本籍が長岡市内にありながら現住所が不明な者が行くえを、市民課で調べております。次の方の消息をおわかりの方は市民課住民登録係にお知らせください。

なお、この「たずね人」は毎月掲載します。

（母名、番地は本籍）

①長町一丁目三番地三　斎藤ヤウ52才（亡夫鉄松、母ヤソの長女で家族なし）

②長町一丁目一番地二　酒井政一49才、妻イク、長男一男。

③下中島町一丁目二九番地　高橋キヨ（昭和三十四年六月まで東京都板橋区大山町九丁目に住んでいた）

④城至町五八〇番地　鈴木義雄48才（昭和三十一年十月まで東京都大田区入三千三53才、妻ツヤ、長女才（昭和三十一年六月まで東京都大田区入男志信（二男茂、三男実）。

⑤宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）西片アイ子41才（昭和三十一年六月まで山梨県八代郡南午村に住んでいた）

⑥宮原町二丁目二〇二番地（旧長柄町）浮野夫28才妻ヤマ子（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

⑦宮原町二丁目二九番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

⑧宮原町三丁目五二番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

⑨宮原町三丁目五二番地（旧長柄町）小熊武雄57才妻トメ、一枝、朗、昇、陽子。

⑩千歳町三八四番地小野直義59才（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

⑪宿町二丁目二〇二番地（旧長柄町）ヤマ子夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

⑫宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）山田みよ44才（昭和三十三年八月まで東京都板橋区に住んでいた）

⑬宮原町三丁目五二番地（旧長柄町）山田みよ44才（昭和三十三年八月まで東京都板橋区に住んでいた）

⑭宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）山田みよ44才（昭和三十三年八月まで東京都板橋区に住んでいた）

⑮千歳町三八四番地小野直義59才（長女絹子とともに一時、京都市上京区烏丸通に住んでいた）

⑯宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

⑰宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

⑱宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

⑲宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

⑳宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉑宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉒宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉓宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉔宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉕宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉖宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉗宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉘宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉙宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

㉚宮原町三丁目二九番地（旧長柄町）浮野夫28才（昭和三十六年七月まで北海道原都市条町に住んでいた）

なお、この「たずね人」は毎月掲載します。